

# 介護保険制度

介護保険は寝たきりや認知症などの高齢者の介護を、家族だけでなく社会的に支えていこうとする制度です。40歳になると、すべての人がこの介護保険に加入し、保険料を納めて被保険者となります。

介護保険を運営するのは、市区町村です。

被保険者(年齢で分けられます)	介護保険料
<p><b>40歳以上65歳未満の人</b> (第2号被保険者 といいます)</p> <p>初老期の認知症や脳血管疾患等、加齢にともなう病気(特定疾病/末期ガン等を含む)で介護が必要になった場合に、介護サービスを利用できます。</p> <p>◎ 40歳の誕生日の前日の属する月の分から該当します。</p> <p>◇ 誕生日が月の初日 例)6月1日の場合 第2号被保険者となる日は、5月31日 → 5月分から徴収(翌6月給与控除)</p> <p>◇ 誕生日が月の途中 例)6月2日の場合 第2号被保険者となる日は、6月1日 → 6月分から徴収(翌7月給与控除)</p>	<p>※ 健康保険組合が徴収することになっています。</p> <p>会社勤めの皆さんの介護保険料は、健康保険料と一緒に給与から天引きされます(労使折半)。 介護保険料=標準報酬月額×介護保険料率 ボーナス(賞与)時にも健康保険料と一緒に徴収されます。 介護保険料=標準賞与額×介護保険料率</p>
<p><b>65歳以上の人</b> (第1号被保険者 といいます)</p> <p>病気、骨折、事故などの原因にかかわらず、介護が必要と認定されれば、介護サービスを利用できます。</p> <p>◎ 65歳の誕生日の前日の属する月の分から該当します。</p> <p>◇ 第2号被保険者と同様です。</p>	<p>年金(老齢退職年金)から天引きされます。 障害年金や遺族年金も、介護保険料の天引きの対象です。</p>

- 会社員の妻(専業主婦で健康保険の被扶養者)は40歳になると介護保険の第2号被保険者となりますが、夫と別に介護保険料を納める必要はありません。
- 介護保険は40歳以上の方を対象にしていますが、次の方々は適用されませんので事業主にその旨の届出が必要になります(適用除外でなくなったときも同様に届出が必要です)。 ※手続先は、健保組合です。
  - ・ 国内に住所を有しない方
  - ・ 在留資格または在留見込期間3カ月以下の短期滞在の外国人の方
  - ・ 適用除外施設に入所している方

## ■ 特定被保険者

40歳未満の方および65歳以上の方でも第2号被保険者(40~64歳)を扶養していれば「特定被保険者」となります。当組合では規約の定めるところにより特定被保険者についても介護保険料の徴収を行っています。

**徴収した介護保険料は「介護給付費納付金」として「社会保険診療報酬支払基金」に納付し、そこから各市区町村へ交付されるしくみです。**